

高森町告示第 58 号

告 示

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 27 日

高森町長 壬生 照玄

1. 都市計画の種類及び名称
高森都市計画下水道
2. 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 新たに定める区域
高森町牛牧及び出原の各一部
 - (2) 変更する区域
平成 29 年高森町告示第 3 号で定めた土地の区域のうち高森町山吹及び吉田及び下市田及び上市田及び大島山の各一部
3. 縦覧場所
高森町 高森町役場環境水道課